

共同利用施設における指定管理者制度の導入について

宝塚市では、航空局の補助金を受けて共同利用施設を設置しておりますが、当該施設の管理については条例で「市長が適当と認める団体等に委託するものとする。」と規定し、これまでから利用対象区域内に在する自治会に、会館の管理に必要な光熱水費等の経費の一部として 30 万円を限度に有償で管理委託し、地域住民によって管理運営をしていただいております。

しかしながら、自治会が施設を管理するにあたっては、そのほとんどが委託料だけで管理経費を補うことが困難であり、超過分については地元が負担しているのが実状であります。

このような状況の中、平成 15 年 9 月に地方自治法が改正され指定管理者制度が導入されたところであります。この制度改正は公の施設の管理は、公共団体が直営で管理するか、又は委託する場合は指定管理者に業務を委任することとなっております。

宝塚市では前述のとおり共同利用施設は施設設置当初から管理委託制度を採用してきていることから、現時点において直営管理をするならば各館への職員配置に伴う多大な管理経費が必要となるため困難な状況であります。このため、業務委託を引き続き行うこととし、今般の制度改正に伴い指定管理者制度を導入するとともに、利用料金制度を合わせて導入し、地元住民が主体となった管理運営を進めてまいる考えであり、新制度のもとにおいても地元住民で組織する団体を指定管理者とするよう条件整備をする予定であります。

なお、共同利用施設の設置目的に合った、住民の学習、集会、休養、保育のための利用については無料とし、目的外利用となる学習塾などは有料とする考えであります。